

川口市告示第963号

建設工事「西川口駅前分室改修工事その2」ほか4件について、一般競争入札（事後審査型）を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号。以下「規則」という。）第4条の規定により告示する。

令和6年12月25日

川口市長 奥ノ木 信夫

記

1 入札に参加する者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 告示日から落札者が決定するまでの期間において、川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 告示日から落札者が決定するまでの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (6) 告示日から落札者が決定するまでの期間において、同一の入札に参加する者との間に資本関係又は人的関係（次のアからウのいずれかに該当する関係）がない者であること。

ア 資本関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等。以下同じ。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、（ア）は会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他

上記ア及びイ以外で上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

2 その他別表に定める入札参加資格要件等

1で定める以外の入札参加資格要件、入札に参加できる者の形態及び次に掲げる項目のほか工事ごとに異なる事項については、工事ごとに別表に定める。

- (1) 設計金額（事前又は事後公表）
- (2) 総合評価方式の適用
- (3) 一抜け方式の適用
- (4) 週休2日制モデル工事の適用
- (5) 最低制限価格の設定
- (6) 調査基準価格及び失格基準価格の設定
- (7) 現場説明会の開催
- (8) その他特記事項等

3 入札及び契約手続きの中止等

入札及び契約の手続きの過程において、談合その他不正行為の疑いがある場合や、情報の漏洩、設計図書等に誤りがあった場合等、入札を公正に執行することが困難であるときは、入札の延期、中止又は落札者の決定を保留もしくは入札を取りやめることがある。

また、工事の性質等により、入札の執行条件（補正予算の成立や本体工事の入札の執行状況（付帯工事の場合）等）を設定する場合は、工事ごとに別表に定める。

4 配置技術者の資格要件

配置する技術者は、その者が在籍する法人と告示日の3か月前から恒常的な雇用関係にあること。また、配置予定技術者は、建設業法の規定による営業所の専任技術者と兼務することができない。

5 設計図書の閲覧

設計図書等については、入札情報公開システム上でダウンロードし、閲覧するものとする。なお、容量制限により入札情報公開システムに掲載できない案件については、川口市ホームページ上で掲載するものとする。

6 入札参加申請

工事ごとに別表に定める期間内において、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札共同システム」という。）上で入札参加申請を行うこと。なお、一抜け方式の場合は、対象工事のうち入札を希望する全ての案件について、それぞれの入札参加申請を行うこと。

（電子入札共同システム稼働時間：土曜日、日曜日、祝日を除く、
午前8時30分～午後8時）

7 質問の受付及び回答

入札参加申請、設計図書及び総合評価方式に関する質問は、市所定の様式の質疑応答書を使用し、工事ごとに別表に定める期間内において、原則電子入札共同システムで行うこと。なお、電子入札共同システムの仕様上、質問内容は質問提出者以外も参照できるため、質問の題名、質問要求内容及び質疑応答書（ファイル名を含む）には、特定の企業名や個人名（類推される場合を含む）を記入しないようにすること。

入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。

また、入札参加者から質問がない場合でも、設計図書に関する質問の回答期間までに発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

8 入札期間等

- (1) 入札期間 工事ごとに別表に定める。
- (2) 開札日時 工事ごとに別表に定める。
- (3) 開札場所 川口市役所第一本庁舎4階契約課（川口市青木2-1-1）

9 一抜け方式

一抜け方式による競争入札とは、対象とする複数の工事において、あらかじめ落札決定順位を定めておき、落札決定順位上位の案件から順に落札決定する入札方式をいう。また、落札決定順位上位の案件で落札者となった者は、以後の落札決定順位下位の案件において落札者となることはできない（入札を行っている場合は無効として取扱う。）こととする。

その他の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 一抜け方式を適用する場合は、その対象工事及び落札者決定順位について、別表に定める。
- (2) 入札の参加者が1者のみの場合又は一抜け方式を適用した結果、落札決定順位下位の案件において、当該入札の参加者が1者以下となる場合は、当該入札の競争性確保のため、一抜け方式を適用しない。
- (3) 一抜け方式を適用した案件で建設工事共同企業体等（以下「共同企業体」という。）が落札者となった場合は、以後の落札決定順位下位の工事等においては、当該共同企業体及び共同企業体のすべての構成員の入札を無効とする。
- (4) 落札決定順位上位の一部の入札案件が、中止又は入札の不調若しくは不落等により取りやめとなった場合は、以後の落札決定順位を繰り上げ、入札手続を続行する。
- (5) 順位表内の入札案件において、入札手続の延期等があった際は、当該入札案件以降の入札手続も同様とする場合がある。
- (6) 落札決定順位上位の案件が、落札決定後に契約の不締結又は契約が解除された場合であっても、その理由に関わらず落札決定順位下位の案件の落札決定には影響しないものとする。

10 入札方法及び注意事項（総合評価方式を除く）

- (1) 入札は、定められた期間に原則として電子入札共同システム上で行うこと。
- (2) 入札は1回までとする。ただし、設計金額を事後公表とする工事の場合は、2回までとする。

- (3) 発注者が指定した入札金額積算内訳書を、入札書提出の際に添付すること（2回目の入札の場合を除く。）。
- (4) 入札価格が、最低制限価格又は失格基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる価格）を下回る価格であったときは、当該入札をした者を失格とする。
- (5) 設計金額を事後公表とする工事において2回目の入札を行う場合は、1回目の入札に参加しない者、無効の入札を行った者及び失格となった者は、参加することができない。
- (6) 入札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (7) 落札候補者となるべき価格について同価の入札が2以上あったときは、電子くじ引きを行い落札候補者の決定をするものとする。
- (8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1.1 入札方法及び注意事項（総合評価方式の場合）

- (1) 総合評価方式の実施については、「川口市総合評価方式活用ガイドライン」及び「総合評価方式に係る入札説明書」による。
- (2) 入札は、定められた期間に原則として電子入札共同システム上で行うこと。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。
- (3) 入札は1回までとする。ただし、設計金額を事後公表とする工事の場合は、2回までとする。
- (4) 発注者が指定した入札金額積算内訳書及び自己採点申請書（自己採点方式の場合に限る。）を、入札書提出の際に添付すること（2回目の入札の場合を除く。）。
- (5) 入札価格が、失格基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる価格）を下回る価格であったときは、当該入札をした者を失格とする。
- (6) 設計金額を事後公表とする工事において2回目の入札を行う場合は、1回目の入札に参加しない者、無効の入札を行った者及び失格となった者は、参加することができない。
- (7) 算出した評価値が最も高い者を落札候補者と見なし、当該落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査及び総合評価の技術資料の評価（以下「審査及び評価」という。）を行う。ただし、当該落札候補者に対する入札参加資格の有無及び総合評価の技術評価点を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し審査及び評価に必要な資料の提出を依頼する場合がある。
- (8) 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、電子くじ引きを行い落札候補者の決定をするものとする。
- (9) 落札候補者について審査及び評価の結果、入札参加資格を満たすこと、かつ、評価値が最高点であることが確認されたら、落札者として決定する。
- (10) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1.2 入札保証金

免除する。

1.3 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1.4 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は、無効とする。

- (1) この告示(別表を含む。以下同じ。)に示す入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名を欠く入札(押印を省略する場合、「本件責任者氏名・担当者氏名・連絡先」の記載がない入札)
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 連合(談合)等による不正行為をした者の入札
- (6) 積算に関する情報を、他の入札参加者に提供又は漏洩したと認められる者の入札
- (7) 他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 2以上の意思表示をした者の入札
- (9) 電子メール、電話、ファクシミリ等による入札
- (10) 設計金額を超える入札(設計金額を事後公表とする工事を除く。)
- (11) 入札金額積算内訳書の内容に不備があった入札
- (12) 入札参加申請及び設計図書に関する質問内容等に特定の企業名や個人名(類推される場合を含む)を記入した者の入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

1.5 入札参加資格の審査に必要な書類の提出

落札候補者は、落札候補者決定後速やかに※、工事ごとに別表に定める書類を以下LoGoフォーム(自治体専用デジタル化総合プラットフォーム)により川口市役所契約課に提出しなければならない。なお、LoGoフォームによる提出が難しい場合は、持参又は郵送により提出すること。

※ 遅くとも落札候補者決定の通知をした日から起算して原則として2日(川口市の休日を定める条例(平成元年条例第55号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)を除く)以内とする。

URL : <https://logoform.jp/f/MAgx2>

1.6 入札参加資格の審査

発注者は、入札参加資格の審査に必要な書類の受領日の翌日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に入札参加資格の審査を行う。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

1.7 一抜け方式における入札参加資格審査の迅速化

一抜け方式の場合は、落札者決定までの日数を短縮するため、「一抜け方式対象工事順位表」の落札決定順位2（以下「工事2」という。）以降の入札参加資格審査は、当該工事より先に開札をした工事の落札者を決定する前から行う。この場合、当該入札の開札時点でもっとも落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者と見なし、入札参加資格審査の対象とする。このため、工事2以降の入札参加資格審査の対象者は、当該工事より先に開札した入札の落札者決定の結果によっては、落札候補者でなくなる場合があることを予め承知して入札参加資格審査に必要な資料を提出すること。

18 落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定

発注者は、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者※を落札者と決定するものとする。なお、入札参加資格を満たしていないことが確認された落札候補者の入札及び落札決定までに本告示に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった落札候補者の入札は無効とする。

※ 調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行が可能でないおそれがあると認められる場合の基準となる価格）を設定する工事で、調査基準価格を下回る価格で落札候補者となった場合は、調査の結果、適切な履行が可能と認められた場合に限る。

19 落札候補者のした入札が無効となった場合の手続

発注者は、落札候補者のした入札が無効となった場合（この19の規定によりあらためて決定された落札候補者のした入札が無効となった場合を含む。）には、その時点で、あらためて落札候補者を決定するものとする。この場合における「入札参加資格の審査に必要な書類の提出」、「入札参加資格の審査」、「一抜け方式における入札参加資格審査の迅速化」及び「落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定」については、15から18までを適用する。

20 落札失効

落札決定があった後に、落札者の入札が条件に違反して無効となったときは、落札の決定は失効することとする。

21 契約の時期

落札決定の通知日の翌日（休日を除く。）に契約を締結する。

22 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。

23 支払条件

(1) 前金払

する。（規則第27条の規定による。）

(2) 中間前金払

する。（規則第27条の規定による。ただし、部分払を選択している場合は支払いしない。）

(3) 部分払

する。（中間前金払を選択している場合は支払いしない。ただし、複数年契約の場合を除く。）

2 4 異議の申立て

入札者は入札後、規則、約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2 5 契約の条項等

契約の条項等は、川口市ホームページ上において随時閲覧することができる。

2 6 その他

入札参加資格を満たさないとされた者及び総合評価方式による入札において落札者とならなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

なお、説明を求める場合は当該入札手続きの執行を妨げないものとする。

2 7 問い合わせ先

川口市理財部契約課工事契約係

電話（直通） 0 4 8 （ 2 5 8 ） 1 2 3 7

【令和6年4月版】

工事名	西川口駅前分室改修工事その2
工事場所	川口市西川口1-7-1
工事期間	契約締結日から令和7年8月29日まで
業種	建築工事業
設計金額	59,543,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
工事概要	西川口駅前分室（規模：RC造4階 建築面積549.28㎡ 延床面積1723.10㎡）の改修工事 1. 内部改修工事 1) 1～4階階段、EVホール内部改修 2) 1～4階外部の建具改修
参加形態	・単体企業
参加資格	・告示日現在、令和5・6年度川口市建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されかつ、 <u>建築工事業</u> の登録があり、その等級が <u>B級又はC級</u> に格付けされている者であること。 ・告示日現在、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条第2項に規定する <u>市内業者</u> であること。
総合評価方式	適用しない
一抜け方式	適用する 一抜け方式対象工事順位表 1. 【契約課発注】西川口駅前分室改修工事その2 2. 【契約課発注】西川口駅前分室改修工事その1
週休2日制モデル工事	本工事は、川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和6年10月版）の「週休2日制モデル工事（交替制）」の試行対象工事である。
最低制限価格	設定する
調査基準価格及び失格基準価格	設定しない
現場説明会	開催しない
入札参加申請 ・申請期間	告示日から令和7年1月10日（金）午後4時まで
入札参加申請に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	告示日から令和7年1月6日（月）午後4時まで 質問の受付期間終了後から令和7年1月9日（木） 回答の日から令和7年1月23日（木）午後4時まで
設計図書に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	告示日から令和7年1月10日（金）午後4時まで 質問の受付期間終了後から令和7年1月16日（木） 回答の日から令和7年1月23日（木）午後4時まで

入札期間等 ・入札期間 ・開札日時	令和7年1月17日（金）午前9時から 令和7年1月23日（木）午後4時まで 令和7年1月24日（金）午前9時30分
入札参加資格の審査 に必要な書類 <u>※落札候補者のみ</u>	・本案件の入札参加資格については、発注者が保有又は自ら収集できる情報により確認できるため、 審査書類の提出は不要 とする。 ・開札後、落札候補者にはメール（登録が無い場合は電話又はFAX）で通知する。

工事名	西川口駅前分室改修工事その1
工事場所	川口市西川口1-7-1
工事期間	契約締結日から令和7年8月29日まで
業種	建築工事業
設計金額	56,056,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
工事概要	西川口駅前分室（規模：RC造4階 建築面積549.28㎡ 延床面積1723.10㎡）の改修工事 1. 内部改修工事 3階及び2階トイレ内部改修（階段、EVホールを除く）
参加形態	・単体企業
参加資格	・告示日現在、令和5・6年度川口市建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されかつ、 <u>建築工事業</u> の登録があり、その等級が <u>B級又はC級</u> に格付けされている者であること。 ・告示日現在、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条第2項に規定する <u>市内業者</u> であること。
総合評価方式	適用しない
一抜け方式	適用する 一抜け方式対象工事順位表 1.【契約課発注】西川口駅前分室改修工事その2 2.【契約課発注】西川口駅前分室改修工事その1
週休2日制モデル工事	本工事は、川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和6年10月版）の「週休2日制モデル工事（交替制）」の試行対象工事である。
最低制限価格	設定する
調査基準価格及び失格基準価格	設定しない
現場説明会	開催しない
入札参加申請 ・申請期間	告示日から令和7年1月10日（金）午後4時まで
入札参加申請に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	告示日から令和7年1月6日（月）午後4時まで 質問の受付期間終了後から令和7年1月9日（木） 回答の日から令和7年1月23日（木）午後4時まで
設計図書に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	告示日から令和7年1月10日（金）午後4時まで 質問の受付期間終了後から令和7年1月16日（木） 回答の日から令和7年1月23日（木）午後4時まで

入札期間等 ・ 入札期間 ・ 開札日時	令和7年1月17日（金）午前9時から 令和7年1月23日（木）午後4時まで 令和7年1月24日（金）午前9時40分
入札参加資格の審査 に必要な書類 <u>※落札候補者のみ</u>	・ 本案件の入札参加資格については、発注者が保有又は自ら収集できる情報により確認できるため、 審査書類の提出は不要 とする。 ・ 開札後、落札候補者にはメール（登録が無い場合は電話又はFAX）で通知する。

工事名	西川口駅前分室改修工事のうち設備工事
工事場所	川口市西川口1-7-1
工事期間	契約締結日から令和7年8月29日まで
業種	管工事業
設計金額	42,053,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
工事概要	<p>本工事は、西川口駅前分室の内部改修に伴う設備工事を行うものである。</p> <p>新設機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビル用マルチエアコン（EHP） 室外機×2台 室内機×16台 ・多目的トイレパック ×1組
参加形態	・単体企業
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・告示日現在、令和5・6年度川口市建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されかつ、<u>管工事業</u>の登録があり、その等級が<u>A級</u>又は<u>B級</u>に格付けされている者であること。 ・告示日現在、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条第2項に規定する<u>市内業者</u>であること。
総合評価方式	適用しない
一抜け方式	適用しない
週休2日制モデル工事	本工事は、川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和6年10月版）の「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。
最低制限価格	設定する
調査基準価格及び失格基準価格	設定しない
現場説明会	開催しない
入札参加申請 ・申請期間	告示日から令和7年1月10日（金）午後4時まで
入札参加申請に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	<p>告示日から令和7年1月6日（月）午後4時まで</p> <p>質問の受付期間終了後から令和7年1月9日（木）</p> <p>回答の日から令和7年1月23日（木）午後4時まで</p>
設計図書に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	<p>告示日から令和7年1月10日（金）午後4時まで</p> <p>質問の受付期間終了後から令和7年1月16日（木）</p> <p>回答の日から令和7年1月23日（木）午後4時まで</p>
入札期間等 ・入札期間 ・開札日時	<p>令和7年1月17日（金）午前9時から</p> <p>令和7年1月23日（木）午後4時まで</p> <p>令和7年1月24日（金）午前9時50分</p>

入札参加資格の審査 に必要な書類 <u>※落札候補者のみ</u>	・本案件の入札参加資格については、発注者が保有又は自ら収集できる情報により確認できるため、 審査書類の提出は不要 とする。 ・開札後、落札候補者にはメール（登録が無い場合は電話又はFAX）で通知する。
--	--

工事名	(仮称) 神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事 (その1) (ゼロ債務)	
工事場所	川口市木曾呂ほか地内	
工事期間	契約締結日から令和8年3月31日まで	
業種	土木工事業	
設計金額	事後公表	
工事概要	土工 1式 貯留槽① 7,607 m ³ 貯留槽② 1,826 m ³ ポンプ設備工 1式 付帯工 1式	
参加形態	<ul style="list-style-type: none"> ・3者による特定建設工事共同企業体 (以下「特定企業体」という。)。ただし、1者が同時に複数の特定企業体の構成員となることはできない。 	
参加資格要件	特定企業体の構成員の共通資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・告示日現在、令和5・6年度川口市建設工事入札参加資格者名簿 (以下「資格者名簿」という。) に掲載されかつ、<u>土木工事業</u>の登録があり、その等級が<u>A級</u>に格付けされている者であること。 ・告示日現在、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条第2項に規定する<u>市内業者</u>であること。 ・建設業法第3条の規定による<u>土木工事業</u>に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
	特定企業体の代表構成員の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>土木工事業</u>に係る監理技術者資格者証を有し、<u>1級土木施工管理技士</u>又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できる者であること。 ・告示日以前10年間において、元請 (特定建設工事共同企業体の場合は代表構成員に限る) として川口市河川課発注の5,000万円以上の雨水貯留施設工事を受注もしくは完成させた実績を有する者、かつ告示日現在において有効な経営事項審査における<u>土木一式工事</u>の総合評定値が<u>900点以上</u>の者であること。 ・出資比率は、構成員中最大であること。
	特定企業体の代表構成員以外の構成員の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1級土木施工管理技士</u>又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できる者であること。 ・告示日以前10年間において、元請として川口市発注の2,000万円以上の土木一式工事を完成させた実績を有する者、かつ告示日現在において有効な経営事項審査における<u>土木一式工事</u>の総合評定値が<u>1,000点以下</u>の者であること。 ・出資比率は、20%以上であること。
総合評価方式	適用しない	
一抜け方式	適用する 一抜け方式対象工事順位表 1.【契約課発注】(仮称) 神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事 (その1) (ゼロ債務)	

	2.【契約課発注】(仮称)神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事(その2)(ゼロ債務)
週休2日制モデル工事	本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領(令和6年10月版)の「週休2日制モデル工事(現場閉所型)」の試行対象工事である。
最低制限価格	設定する
調査基準価格及び失格基準価格	設定しない
現場説明会	開催しない
入札参加申請 ・申請期間	告示日から令和7年1月16日(木)午後4時まで
入札参加申請に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	告示日から令和7年1月8日(水)午後4時まで 質問の受付期間終了後から令和7年1月14日(火) 回答の日から令和7年1月31日(金)午後4時まで
設計図書に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	告示日から令和7年1月16日(木)午後4時まで 質問の受付期間終了後から令和7年1月21日(火) 回答の日から令和7年1月31日(金)午後4時まで
入札期間等 ・入札期間 ・開札日時	令和7年1月22日(水)午前9時から 令和7年1月31日(金)午後4時まで 令和7年2月3日(月)午前9時30分
入札参加資格の審査に必要な書類 ※落札候補者のみ	・別添「必要書類の提出について((仮称)神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事(その1)(ゼロ債務))」参照 ・開札後、落札候補者にはメール(登録が無い場合は電話又はFAX)で通知する。
特記事項	<u>「(仮称)神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事(その1)(ゼロ債務)」については、初年度の支出を伴わない(支払いを行わない)債務負担行為設定工事である。前払金(中間前払金を含む。)については、川口市契約に関する規則第27条の規定によるが、本案件はゼロ債務負担工事であるため、初年度には前払金を行わない。前払金等の請求は令和7年度以降となるので注意すること。</u>

工事名	(仮称) 神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事 (その2) (ゼロ債務)	
工事場所	川口市木曾呂地内	
工事期間	契約締結日から令和8年3月31日まで	
業種	土木工事業	
設計金額	事後公表	
工事概要	土工 1式 貯留槽③ 2,971 m ³ 貯留槽④ 2,962 m ³ 付帯工 1式	
参加形態	・3者による特定建設工事共同企業体 (以下「特定企業体」という。)。ただし、1者が同時に複数の特定企業体の構成員となることはできない。	
参加資格要件	特定企業体の構成員の共通資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・告示日現在、令和5・6年度川口市建設工事入札参加資格者名簿 (以下「資格者名簿」という。) に記載されかつ、<u>土木工事業</u>の登録があり、その等級が<u>A級</u>に格付けされている者であること。 ・告示日現在、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条第2項に規定する<u>市内業者</u>であること。 ・建設業法第3条の規定による<u>土木工事業</u>に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
	特定企業体の代表構成員の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>土木工事業</u>に係る監理技術者資格者証を有し、<u>1級土木施工管理技士又はこれと同等の資格</u>を有する者を本工事に専任で配置できる者であること。 ・告示日以前10年間において、元請 (特定建設工事共同企業体の場合は代表構成員に限る) として川口市河川課発注の5,000万円以上の雨水貯留施設工事を受注もしくは完成させた実績を有する者、かつ告示日現在において有効な経営事項審査における<u>土木一式工事</u>の総合評定値が<u>900点以上</u>の者であること。 ・出資比率は、構成員中最大であること。
	特定企業体の代表構成員以外の構成員の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1級土木施工管理技士又はこれと同等の資格</u>を有する者を本工事に専任で配置できる者であること。 ・告示日以前10年間において、元請として川口市発注の2,000万円以上の土木一式工事を完成させた実績を有する者、かつ告示日現在において有効な経営事項審査における<u>土木一式工事</u>の総合評定値が<u>1,000点以下</u>の者であること。 ・出資比率は、20%以上であること。
総合評価方式	適用しない	
一抜け方式	適用する 一抜け方式対象工事順位表 1. 【契約課発注】 (仮称) 神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事 (その1) (ゼロ債務) 2. 【契約課発注】 (仮称) 神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事 (その2) (ゼロ債務)	

	ロ債務)
週休2日制モデル工事	本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和6年10月版）の「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。
最低制限価格	設定する
調査基準価格及び失格基準価格	設定しない
現場説明会	開催しない
入札参加申請 ・申請期間	告示日から令和7年1月16日（木）午後4時まで
入札参加申請に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	告示日から令和7年1月8日（水）午後4時まで 質問の受付期間終了後から令和7年1月14日（火） 回答の日から令和7年1月31日（金）午後4時まで
設計図書に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	告示日から令和7年1月16日（木）午後4時まで 質問の受付期間終了後から令和7年1月21日（火） 回答の日から令和7年1月31日（金）午後4時まで
入札期間等 ・入札期間 ・開札日時	令和7年1月22日（水）午前9時から 令和7年1月31日（金）午後4時まで 令和7年2月 3日（月）午前9時40分
入札参加資格の審査に必要な書類 ※落札候補者のみ	・別添「必要書類の提出について（（仮称）神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事（その2）（ゼロ債務）」参照 ・開札後、落札候補者にはメール（登録が無い場合は電話又はFAX）で通知する。
特記事項	<u>「（仮称）神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事（その2）（ゼロ債務）」については、初年度の支出を伴わない（支払いを行わない）債務負担行為設定工事である。前払金（中間前払金を含む。）については、川口市契約に関する規則第27条の規定によるが、本案件はゼロ債務負担工事であるため、初年度には前払金払を行わない。前払金等の請求は令和7年度以降となるので注意すること。</u>